

令和5年第6回府中町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 開 会 年 月 日 令和5年12月8日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和5年12月11日（月）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18名）

議長	梶 川 三樹夫 君	副議長	二 見 伸 吾 君
1 番	川 上 翔一郎 君	2 番	宮 本 彰 君
3 番	西 山 優 君	4 番	狩 野 雄 二 君
5 番	坂 田 栄 一 君	6 番	田 中 伸 武 君
7 番	山 口 晃 司 君	10 番	西 友 幸 君
11 番	寺 尾 光 司 君	12 番	力 山 彰 君
13 番	三 宅 健 治 君	14 番	齋 藤 昇 君
15 番	益 田 芳 子 君	16 番	橋 井 肇 君
17 番	児 玉 利 典 君	18 番	木 田 圭 司 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐 藤 信 治 君
副 町	長	齋 藤 哲 也 君
教 育	長	新 田 憲 章 君
総 務 企 画 部	長	増 田 康 洋 君
財 務 部	長	胡 子 幸 穂 君

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

– 2 –

します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（梶川三樹夫君） 日程第2、一般質問を議題に供します。

一般質問は、慣例に従って、総務文教から順を追って通告順に行います。

総務文教関係第1項「佐藤町長3期目の出馬は」、10番西議員の質問を行います。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 皆さん、おはようございます。今朝は冒頭から残念な質問をしなければいけない。全く私にとっても心に残る質問になると思います。

昨日、一部報道があったようでございますが、私のほうから一般質問の通告を既に行っておりますので、「佐藤町長3期目の出馬は」ということをお聞きしたいと思ひます。

佐藤町長2期目の任期を、残すところ、あと半年になりました。これまでの町長の歩み、この7年半を見ますと、全国な人口減少が続く中でも、当町の人口は増加するとともに、官民の調査で町内外の皆さんから暮らしやすいとの評価を得るなど、町長が確実に進めてきた政策の取組が花を咲かせてきたものと思ひます。

そこで、来年、令和6年5月町長選挙が行われます。3期目に向けての次期町長選出馬されるか。出馬されるのであれば、次の第5次総合計画の時期にも入りますから、今後のまちづくりの考え、3期目に向けた抱負を聞かせてください。また、これまでを振り返り、町政運営の成果について御自身のお考えがあれば、合わせてお聞かせください。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

町長。

○町長（佐藤信治君） 皆様、おはようございます。西議員の御質問について、お答えしたいと思ひます。

私の町長の2期目の任期、残りあと6か月に迫ってまいりました。西議員からはこれまでの町政運営の振り返りと3期目の次期町長選挙出馬の有無について御質問をいただいたところであります。

その前に少し御説明をしておきたいと思ひますが、本日予定している答弁の内容、メインとしましては、私の町長3期目出馬の有無についてであります。実は私の後

援会が３期目の出馬有無の最終意思確認を行う会議を昨日行いました。この内容が一部メディアから報道されたという経緯がございます。本来ならば、本日の西議員からの一般質問にお答えする形で皆様にお伝えしようと考えておったところでございますが、少し早めに情報が広まったということでございました。これもメディアの活動というふうに受け止めていただければというふうに思います。

それでは、３期目町長選挙立候補の有無についてお答えします。私の府中町長としての仕事は２期８年で終わらせていただくと。よって、３期目の町長選挙につきましては出馬しないということでございます。

少し補足してお話をいたします。この間７年６か月、私なりに全力で町政を担うよう努めてまいりました。力及ばない点多々ありましたが、町議会議員の皆様、町民の皆様に励まされ、助けていただきながら、今日まで務めさせていただきました。あと６か月の任期をしっかりと務めてまいりますので、一つの区切りといたしまして表明させていただくものでございます。

私は今年、ちょうど今月の１２月に満７０歳となりました。自治体の長に法的な年齢制限はありませんし、仕事ができる年齢は人それぞれであります。私に限っては、今日の社会でしっかり働き、町民の方々に貢献するには、私があと１期務めると７４歳になるということであります。よって、今が潮どきであろうと考えている次第でございます。

今日の日本は超高齢社会であります。超高齢社会とは、高齢化と同時に、単に高齢化が進んでいるというだけではなくて、同時に少子化が進行している社会でありまして、社会の仕組みも全世代型に、行政運営、施策も全世代に目配りした持続可能な仕組みにしていかなければならないというふうに思います。このため、自治体の長は高齢者の福祉、生きがい、健康づくりなどの取組と同時に、子どもを安心して産み育てることができ、子どもたちはしっかり勉強し、のびのびと成長できる社会をつくる。それと同時に、障害者には優しい社会、環境、人権、男女共同参画、そして平和行政等をバランスよく施策展開していくということが必要かと思えます。

都市づくりにつきましては、利便性が高く、高齢者や障害者にとって移動が容易で安心安全な社会、また、地球温暖化が要因と言われる災害の激甚化、頻発化する今日では、災害に強いまちづくりを進める必要がございます。よって、多方面で多様な施策を進めるリーダーが求められており、若さにあふれ、意欲的な人物が期待されるも

のと思います。

加えて、今日は社会の進展が真に早い。特にデジタル技術の進展は著しいものがあります。昨日のメディアのニュースも、私のスマホに海外から日本でこんな報道があったって、もう私のスマホに入ってくると。そういったもう情報は世界を一瞬にして伝達されると、そういった社会になってきておるということであります。

本町も今ではほとんどの業務がコンピューターシステムによって処理をされております。一方で、システムが老朽化している、あるいは制度変更のためにシステム修正を繰り返しているゆえに、システムが複雑化し、改修経費が大きな経済的負担になっているのではないかというふうにも思っております。

現在、国が令和4年度までに、地方の情報システム20業務の標準化、共通化を進めていることも、こうした今日的な実情を踏まえたものであらうと思っております。このため、国の方針、県の指導助言を得ながら、今こそ絶好の契機として、デジタルによる変革、デジタルによる変容を進めるべきで、そうした新しい社会の創造は変革を求め、また変革を受け入れる新進な精神、勇気、若さが必要であらうと思うのであります。そういうことから、年齢が70歳代、4年後には74歳となる私はその役割を譲ることが妥当であらうというふうに考えているのであります。

さて、もう一つの御質問は、この2期8年の成果について、私なりに振り返ってお話をせよということでございました。ただ、本日の私の答弁のメインは3期目は出馬しないということでありまして、その上で、6月の任期満了までは府中町長として精いっぱい務めてまいりたいと考えておるところであります。2期8年の振り返りはもう少し後で、次の機会に譲らせていただきまして、本日は、今日まで歩んできた大きな項目のみ振り返らせていただきまして、答弁とさせていただきます。

この2期8年の私の町政の取組は、町の最上位計画である第4次総合計画、そしてまち・ひと・しごと創生総合戦略等を土台にして、町民の皆様にお約束した三つの取組である広島都市圏で一番の子育てしやすいまち、志を育む教育のまち、バランスのとれた行政運営、そして、プラスワンとして笑顔の役場を創出するということに取り組んでまいりました。

また、2期目におきましては、これらに加え、平成30年7月豪雨災害の経験を踏まえた防災減災、国土強靱化の取組、令和2年からはコロナウイルス感染症に対する取組、そして、ポストコロナに向けた行政のデジタル化を加えて、取り組むべき課題

として位置づけてまいりました。そして、これらの取組を精いっぱい進めてきたところでございます。取組の振り返りにつきましては、本日の場では以上とさせていただきたいと思っております。

以上をもって答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 2 回目の質問ございますか。

10 番西議員。

○10 番（西 友幸君） 答弁ありがとうございました。

来年、行われる町長選挙につきましては、今期を最後にされたいという答弁だったと思いますが、私も町長と同じように、60 代を最後に今期で辞めたいと思っております。若い人に世代を譲っていく。これも一つの大人としてのルールだと思っております。残念ですが、町長の思いを理解したいと、このように思います。

和多利前町長の町政を継承し発展させると出馬され、これまでの任期中、町民の負託に応えるため、町民や議会の声を誠実に聞きながら、様々なことに取り組んでられました。西日本豪雨など未曾有の災害も経験しながら、大きな混乱もなく、行政を推進できたのは町長の持つ人柄やリーダーシップ、養われてきた行政経験、そして町民の多くの信頼というものが大きな要因であると思っております。これから残された5 か月余り、引き続き最大限の努力をされて、町民の負託に応えるという決意の下で、全力に取り組んでももらいたいと思っております。

また、これ最後に私の思いなんですが、町長は障害者のためにエレベーター、何千万円をかけて造られまして、これも私は敬服しております。よく頑張ってくださいました。最後は幸せな人生を送っていただきたいと思います。もうこれを最後に私の質問を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第1 項「佐藤町長3 期目の出馬は」、10 番西議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第2 項「教師を取り巻く環境整備について」、3 番西山議員の質問を行います。

3 番西山議員。

○3 番（西山 優君） 皆さん、おはようございます。3 番西山です。質問事項「教師を取り巻く環境整備について」、一般質問させていただきたいと思っております。

質問趣旨、文部科学省は2023 年9 月8 日、教師を取り巻く環境整備について緊

急的に取り組む施策（提言）を踏まえた取組徹底等について、と題した通知を各自治体と教育委員会の長に向けて発出しました。

府中町の現状について伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 皆さん、おはようございます。教育部長です。3番西山議員、「教師を取り巻く環境整備について」答弁します。

府中町教育委員会では、教職員が子どもに向き合う時間を確保し、教育の質を向上して、信頼される学校づくりを推進するため、平成29年度から令和元年度の3年間、文部科学省の学校現場における業務改善加速事業を受託し、広島県教育委員会と共同して、教師を取り巻く環境の整備に係る様々な取組を進めてきました。

具体的には、全小中学校に入退校専用パソコンを設置し客観的な勤務時間を把握する取組、定時退校日の設定、夏季一斉閉庁の実施、業務の終了時刻を自ら意識させるための退勤ボードの設置、19時以降の電話対応を学校管理人に移行する取組などです。

これらの取組を進めた結果、正規の勤務時間を超えて学校内にいる時間が月45時間を超える教員の割合を平成30年度10月と令和4年度同月で比較すると、小学校が74.7%から51.8%へ、中学校が78.9%から68.8%へ減少するなど、一定の成果が見られました。

また令和5年9月8日には、このたびの議員の質問にもありますように、令和5年8月28日に中央教育審議会から提言された教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策を踏まえた文部科学省通知が発出されました。この通知には、国や県、市町村、各学校などがその権限と責任に基づき、主体的に取り組む事項として、学校教師が担う業務の適正化の一層の推進、学校における働き方改革の実効性の向上と持続可能な勤務環境整備等の支援の充実といった三つの事項が示されています。

一つ一つの事項を具体的に見てみますと、例えば学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進の事項には、学校給食費の徴収・管理の公会計化や各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直しなどが挙げられています。

当町においては、令和5年度から学校給食費徴収・管理の公会計化を開始するとともに、各学校においても、授業時数を大幅に上回っている教育課程を編成していた場

合や前例のみにとらわれて慣例的に行われていた行事につきましては、子どもたちに身につけさせたい資質、能力を踏まえ、授業時数や学校行事の在り方を見直し、改善を図っているところです。また、学校における働き方改革の実効性の向上等の事項に関しましては、地域、保護者、首長部局等との連携協働などが挙げられています。

当町においては、平成30年度から町内全ての学校に学校運営協議会（コミュニティースクール）を設置しており、各学校は、コミュニティースクールを核として地域と様々な地域学校協働活動を進めることを通して、地域とともにある学校づくりを進めているところであります。

次に、持続可能な勤務環境整備等の支援の充実の事項については、教職員定数の改善や支援スタッフの配置充実などが挙げられています。教職員定数の改善については、今後、国において検討されていくことになると思われますが、この通知で示されている小学校高学年の教科担任制については、既に取り組を進めている小学校もあり、令和6年度には新たに当該取組を進めることを検討し、県に加配措置の申請をしている小学校もあります。

また、支援スタッフの配置充実については、スクールカウンセラー、特別支援教育アドバイザー、教育相談員、教育支援員等の支援スタッフを町独自で継続的に配置するとともに、令和5年度からは新たに部活動指導員を配置しているところです。

このように、当町においては、継続的に教師を取り巻く環境整備を進めているところですが、依然として、長時間勤務の教師が多いという実態があります。そのため、今後も毎月の勤務実態調査、年2回の教職員を対象とした業務改善等アンケート、定期的に開催する校長会等を通じて学校の実態を把握し、それらを踏まえ、改善を図っていきたいと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

3番西山議員。

○3番（西山 優君） 御答弁、ありがとうございました。

今回提言された教師を取り巻く環境整備についての三つの事項、1、学校教師が担う業務適正化の一層の推進、2、学校における働き方改革の実効性の向上等、3、持続可能な勤務環境整備等の支援の充実の事項を具体的に提示していただき、現状がよく理解できました。

また、学校給食費の徴収、管理の公会計化や、町内会全てに学校にコミュニティー・スクールを設置し、地域とともにある学校づくりを進めているなど成果も出ていますが、環境整備については継続的に改善が必要です。教育委員会も認識していただいているよう、引き続き実態を把握し、踏まえ、改善も私からも要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第2項「教師を取り巻く環境整備について」、3番西山議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第3項「学校プールの老朽化での取組について」、4番狩野議員の質問を行います。

4番狩野議員。

○4番（狩野雄二君） おはようございます。4番狩野です。よろしくお願いいたします。一般質問通告書に従い、「学校プールの老朽化での取組について」の質問を行います。

昨年より、府中中学校では学校プールの附属施設の老朽化によりプールが使用できない状況となり、民間プールを使用しての水泳授業が実施されています。府中町内の民間プールに移動しての水泳授業を行うというものであり、初めての取組で、教職員、生徒にとっていろいろと苦労も多かったのではないかと思います。

今回の質問は、学校のプール施設が老朽化していく中で、今後、府中町としてどのような取組を行っていくのか。これからの学校プールの在り方について伺います。

学校プールの老朽化の問題は全国的な問題となっています。資料によると、学校のプールが普及し始めたのは1964年の東京オリンピックを前にした1961年にスポーツ振興法が制定され、国が学校のプールに建築補助金を出したことがきっかけと言われています。その頃に多くの学校プールが造られ、建設から60年近く経過したことから、近年、老朽化の問題が顕著となっています。

府中町に目を移しますと、最も古い府中中学校と府中中央小学校が建設から54年経過、府中東小学校が44年経過、府中緑ヶ丘中学校が43年経過、府中北小学校が41年経過、府中南小学校が37年経過、府中小学校が35年経過となっています。最も古い府中中学校は、先ほど述べたように、プール附属施設の老朽化が激しく補修できない状況であり、現在、民間のプールを使用しての水泳授業が行われています。

プールの老朽化により変更を余儀なくされた水泳授業について、そして、将来の学

校プールの在り方について、2点質問を行います。

まず、質問1です。初めて行われた民間プールを使用した水泳授業で、当初の想定とは違った状況もいろいろとあったのではないかと思います。2年間行った結果、改めて民間プールを利用した水泳授業でよかった点や、課題として捉えた点について、あれば、それぞれについてお聞きします。また、課題とされた内容を次年度以降どのように改善していくのかも合わせて伺います。

質問2、以前、全員協議会の中で、府中中学校の水泳授業を民間プールで行うと話されたときには、今後、老朽化の進むほかの学校においても民間プールを活用していく旨の発言をされております。文部科学省のホームページを見ると、学校施設の集約化、共同利用に関する取組事例集が令和2年3月に作成されています。その中で、平成31年4月に各学校設置者に対して、学校施設の老朽化対策に関するアンケートを実施し、学校施設の老朽化対策を効率的、効果的に実施するために重要と思う取組などについて、アンケート形式による実態の把握が行われたとされています。アンケート結果で、学校施設の老朽対策を効率的、効果的に実施している事例として学校プールの事例が多く、学校プールの共同利用、民間プールの利用、公営プールの利用についてそれぞれ紹介されています。

プール施設の老朽化に対しては様々な対応方法があり、府中町においても、老朽化が進む中で検討を進めていく必要があるのではないかと考えております。

事例の紹介と府中町に置き換えた場合についても考えてみたいと思います。

まず、学校プールの共同利用です。考え方として、府中町全体として学校プールの稼働率を考え、必要最低限のプール施設を保有し、共同で利用していくという考えです。府中町で考えた場合、小中学校7校あるうち何校かのプールを整備して、周辺の学校は整備された学校のプールを使用するというもので、各学校が共同利用とする形です。全ての学校のプールの整備を行わなくて済むことから、プール整備費用が削減され、プールを町の施設の一つと考えた場合、施設の稼働率を向上させることができます。

府中中学校の水泳部は、学校のプールが使えないため、府中緑ヶ丘中学校のプールを使用して練習を行い、夏季総合体育大会で優秀な成績を収められています。このように複数の学校が一つの施設を使用するという形が学校施設の共同利用と言えます。府中町は町域も狭く、学校間の距離も近いことから、短時間で移動できる環境にあり

ます。施設を集約化することで、維持管理のコストを抑えられるのではないかと考えております。

次に、民間プールの活用です。現在、府中町が実施しているものです。先ほどの一つ目の質問と重なる部分があるかとは思いますが、民間プールの活用の利点として、専門のインストラクターにより水泳授業が行われることや、教職員による水質管理業務も不要となり、業務の軽減になり、室内プールということで天候に左右されずに授業を行い、熱中症や紫外線の心配がないことが挙げられます。夏季以外にも水泳授業が行われることから、計画に柔軟性を持たせることができます。

一方、民間プールは、当然、スイミングスクールを運営されていて、一般の利用者も多く利用されており、一般利用者との関係で利用できる時間に制約がかかることも考えられます。

今後、町内のほかの学校へも展開させた場合、7校分の生徒児童全員を一つの民間プールで許容できるのかという問題があります。近郊の幾つかの民間プールに分散させての授業を行うなどの方法も考えられますが、府中町以外の学校もプール施設の老朽化問題を抱えており、多くの学校が民間プールを使用することになれば、近郊の民間プールが使用できなくなり、遠方まで行かなくてはならないという懸念もあります。さらに、当然ですが、民間プールは永遠に運営されるという保証はございません。

最後は公営プールの活用です。府中町には公営プールはないので、新規に建設ということになります。公営プールを各学校が使用し、当然、住民も使用するスポーツ施設という位置づけです。公園のプールがある自治体では、プールで授業を行うという事例も全国では行われております。

事例として三つの方法を紹介しましたが、ほかにも方法はあると思います。今後、年単位ではありますが、順次、プールの老朽化の問題は発生していきます。府中町として、今後の学校のプールの在り方、運営、どのような形で行うのがよいのか伺います。現時点で考えられている方向性があれば、お教えてください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。4番狩野議員「学校プールの老朽化での取組について」答弁します。

学校のプールの老朽化への対応については、プールを保有している他自治体においても、公営・民営プールの活用、他の学校のプールを活用する共同利用など、様々な対応が行われています。

当町においても、プール附属棟の老朽化による危険性等を考慮し、府中中学校において、令和３年度、試行で民間委託を行い、令和４年度から本格実施しているところです。また、ほかの学校については、耐用年数を６０年とすると、府中中央小学校の耐用年数があと６年、それ以外の学校についても、令和２０年度以降、順次耐用年数に達することとなります。

それでは、一つ目の質問、民間プールの活用でよかった点や課題として捉えられた点についてですが、メリットとしては、先ほど議員も説明されたとおり、天候に左右されず、計画的に授業を実施できる。民間事業者のインストラクターと教員との連携により、専門的な指導を行える。水質管理業務が不要となり、教員の業務軽減になっているなどがあり、課題としては、令和３年度の試行では、コロナの影響で実施時期や回数が変更されたこともあり、指導内容、評価方法についての打合せに時間を要したことがありましたが、継続実施していることもあり、現在は解消されており、年度当初の民間事業者と学校との打合せの中で、指導方法などについての課題がある場合は改善し、対応しているところです。

また、送迎時の安全確保については、送迎ルートの事前チェックや道路幅の広い道路をルートとして選択するなどを徹底し、引き続き安全対策の徹底を求めていく必要があります。

二つ目の質問、今後の学校のプールの在り方、どのような運用を考えているかについてですが、令和４年２月の全員協議会において、府中中学校以外の小中学校のプール施設の在り方については、民間委託の手法を選択肢の一つとして検討していきたいと説明しました。議員、指摘のとおり、７校全てを町内の民間事業者で実施することは難しいと考えており、町外の民間施設の活用や他校の施設を利用する共同利用も含め、検討していく必要があると考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君）　２回目の質問ございますか。

４番狩野議員。

○４番（狩野雄二君）　御答弁ありがとうございました。

民間プールでの水泳授業では、課題を解決しながら授業が行われているとのことでしたので、水泳授業自体は順調に行われていると認識いたしました。引き続き送迎時の安全確保の徹底をお願いいたします。

プールの運用については、これからの検討とのことでした。先ほどの3通りの事例以外にもいろいろな運営方法は出てくると思いますので、情報収集に努め、検討を進めていただければと思います。

それでは、2回目の質問に移ります。

学校のプールが消防水利として利用されています。現在、プールは消防水利として水をためておく必要があることから、水泳授業が実施されなくなった府中中学校においても、現在、プールに水がためられた状態です。また、プールの水は消防だけでなく、災害時にトイレ用水などにも利用することができます。阪神淡路大震災時にも多くの学校避難所でトイレ用水などに利用されたとのことでした。学校のプールの水は非常に重要な位置づけであることを踏まえ、二つの質問をいたします。

質問1、プールに貯水することは必要なことではありますが、水泳授業で使用しないプールでは、水質の悪化により、蚊の発生など周辺環境の悪化につながることも懸念されます。特にプールの水は消防水利や災害時の雑用水としての使用が考えられるのであれば、最低限の管理が必要ではないかと思います。災害はいつ起こるか分からないので、日頃から塩素を入れ、藻の発生を防止するなど、いざという時のために水が使える状態にしておく必要があるのではないのでしょうか。水泳授業で使用しなくなったプールの水質管理について、どのようにされているのか伺います。

質問2、府中中学校の老朽化が附属施設だけではなく、今後、老朽化によりプールの水漏れが発生し、水がためられない状況になる可能性があります。現在は府中中学校ですが、これから順次、ほかの学校のプールの老朽化で同じ問題が考えられます。その場合、水泳授業が行えるレベルの補修までは実施しないが、プールを消防水利として利用できるレベルの補修をして、プールに水をためるようにするのか否か。プールの消防水利の利用を含め、授業で使わなくなったプールの使用方法の考えを伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育総務課長。

○教育総務課長（藤永政己君） 教育総務課長です。狩野議員の２回目の質問について答弁いたします。

一つ目の質問、水泳授業で使用しなくなったプールの水質管理についてどのようにされているかについてですが、府中中学校のプールについては、現在、附属棟を立入禁止としており、維持管理はプール周辺の草刈りのみを行っている状況です。消防に確認したところ、プール利用を中止しているため、消防水利としての活用は考えておらず、府中中学校周辺の消火栓で対応する考えと伺っております。また、災害時の使用についても、プールの水が活用できない場合は、河川や井戸、他校のプールの水などの使用を想定していると聞いております。そのため、今後については蚊の発生など周辺環境の悪化も懸念されることから、プールの水を抜く方向で考えております。

二つ目の質問、プールの消防水利の利用を含め、授業で使わなくなったプールの使用方法の考えについてですが、プールについては消防水利の利用もその用途の一つとなっております。府中中学校以外について、今後の利用方法について決まっていますが、今後、各学校のプールの在り方を検討していく中で、そのことも含めて検討していきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） ３回目の質問ございますか。

４番狩野議員。

○４番（狩野雄二君） 御答弁、ありがとうございました。

消防水利及び災害時の用水については、周辺地域全体で捉えて対応がされるところでした。使用しなくなったプールの活用については、環境維持の面から水を抜くことも一つの方法ですが、ビオトープ化など、いろいろな活用方法も検討いただければと思います。

今回の質問は、学校プールの老朽化に対する府中町の考えを確認しました。学校プールの老朽化は長期間にわたり順次発生していく問題で、全ての小学校、中学校がすぐに使用できなくなるというものではないことから、現時点で詳細な検討までは必要ないのかもしれませんが、方向性だけでも早い時期にお示しいただけることを要望いたします。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第３項「学校プールの老朽化での取組について」、４番狩野議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第4項、「町内の自主防災会の取組と町の支援について」、  
14番齋藤議員の質問を行います。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 14番、齋藤です。皆さん、おはようございます。

先ほど何かちょっとすごいことを聞きまして、若干動揺しております。もう本当に佐藤町長はまさかまさかということで、僕も朝、ある方から情報は聞いたんですが、少し何かいろんな思いうるか、本当に何か信じられないというか。それは別の話で、私の質問に入らせていただきます。

質問事項なんですが、町内の自主防災会の取組と町の支援についてということです。質問の趣旨なんですが、新型コロナの感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に移行して以降、全国各地で諸行事が再開されるなど、少しずつ従来のにぎわいが戻りつつあります。

町においても、こうした機会を捉え、11月に町内会自治防災会をはじめ、関係機関と一堂に会する総合防災訓練を実施されておりますが、私が住んでいるマンションでも、自主防災会が中心となって、管理組合、町内会、子ども会が合同で本格的な防災訓練を5年ぶりの11月19日の日曜日に実施しました。おかげさまで、前回は、5年前が105人の参加だったんですが、今回107人の参加があり、5年ぶりとしては大盛況でした。

内容的には、府中消防に火災通報訓練、それから、2階の部屋よりけが人救出、救護訓練、それから南小学校への避難訓練。一応、避難誘導班のリーダーとして私も参加させていただき、今回は会長の指示の下、五、六回の打合せ、しっかりやらせていただきました。また、次は南小学校グラウンドにて、本物の蓄圧式消火器を使用しての消火訓練実施。その後に恒例の、これ水消火器ですよ、により全員で消火訓練と。また全員を対象にした煙霧体験を、これは初めて実施しました。私もこれは県の防災所で、数名で訓練に参加しましたが、何か非常に怖い思いをした体験でした。だから、今回は参加しませんでした。初めて経験する人も多く、大好評でした。訓練の必要性を改めて実感しました。

それから、給食・給水訓練として、非常食、府中町支給などの配布、防災教育として、広島マイタイムラインの説明・配布、府中町危機管理課3名、府中消防署6名の応援があり、大変立派な防災訓練でした。

災害はいつ起こるか分かりません。また、私も何かさっきから、佐藤町長、西議員が言われるように、どちらかと言ったら高齢で、あなたはもうそろそろよと言われるんですが、僕は頑張ります。いつ起こるか分かりませんが、また高齢化が進む中、町民の防災意識向上や避難態勢強化のために、こうした災害を想定した訓練は重要と考えます。

町内には自主防災会など多くの防災組織と防災士の資格を持っておられる方がいます。防災の要の一つである自主防災会や防災士の活動を町としてどのように把握し、支援されているかを伺います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

危機管理監。

○危機管理監（屋敷 学君） おはようございます。危機管理監です。14番齋藤議員からの一般質問「町内の自主防災会の取組と町の支援について」答弁させていただきます。

自主防災会とは、地域の皆様が自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき、自主的に結成する防災組織であり、現在68町内会の中で64団体が町に届出を行っております。

自主防災会の活動の主なものとしまして、平時は防災知識の普及啓発、地域の危険箇所の把握、避難訓練の実施、防災資機材の整備と点検、そして災害発生時は、災害情報の収集、住民への迅速な伝達、初期消火、避難誘導、被災住民の救出・救護などがあります。地域におけるこうした自助共助の活動は、町にとりましても本当に心強いものでございます。

先ほど議員が紹介されておりました、5年ぶりに防災訓練を行ったということで、町の職員も呼んでいただきまして、ありがとうございます。そして107人も参加される訓練ということで、大変、意義深いものだというふうに思っております。

それでは、議員御質問の「町の防災の要の一つである自主防災会や防災士の活動を、町としてどのように把握し、支援されていますか」についてですが、必要に応じ、アンケートを実施し、活動状況や地域防災の問題意識の把握に努めております。自主防災会には令和2年度から3回、防災士には令和4年度に1回実施をしました。このアンケートの調査結果から、防災の基礎知識の不足、組織全体の高齢化、地域社会と防災士との関係など多くの課題が確認できました。町では、その課題を踏まえて、防災

施策の展開を図っているところです。

その中で、自主防災会と防災士への支援は、地域の防災活動にとって大変重要なものと考えております。

具体的な支援内容ですが、主に３点ございます。

１点目は、防災知識の啓発です。職員が地域に出向いて直接話を聞くために、自主防災会など様々な団体に防災講座を開催するとともに、防災訓練のサポートを行っています。

２点目は、防災士の人材育成です。防災士の数を増やすことに合わせて、防災士同士の連携や情報の共有化、防災士のモチベーションを上げるために、スキルアップを目的とした事業に力を入れております。防災士の資格を取得したが活躍の場がないと、そういった意見もありましたので、今年の３月に防災講演会を開催し、町内会と防災士とのグループワークを初めて行いました。また、来年２月には、防災士間での勉強会を計画をしております。

３点目は、自主防災会への補助金制度です。防災活動に必要な費用、例えば防災訓練に必要なヘルメット、腕章、無線機や自主避難所開設に必要な発電機などの資機材、また、防災士の資格を取得する場合の資格試験受験料などに対し、防災活動支援事業補助金の交付を行っております。

今後も課題を的確に捉えながら、自主防災会や防災士に対する支援を粘り強く継続的に行い、地域の防災力を高めていきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします

○議長（梶川三樹夫君） ２回目の質問ございますか。

１４番齋藤議員。

○１４番（齋藤 昇君） 大変立派な御答弁ありがとうございました。ちょっと２回目の質問いうか、何かちょっとずれるかも分かりませんが、お聞きください。

２０１８年４月１０日午前１１時過ぎ、榎川が氾濫し、周辺住民に避難指示が出されました。市街地の広い範囲が水につかり、近年まれに見る災害となりました。私もボランティアで参加させていただきましたが、大変な状況でした。その後、国土強靱化地域計画の推進、防災に多岐にわたる取組ですよね。これはもう小学校からいろいろな形で、随分コロナ前はされたと思います。それが新型コロナの影響で防災活動が縮小されました。本年５月よりコロナが５類に移行し、本来の活動が戻りつつあります

が、４年にわたるブランクは大きな壁となっています。町も休日である土曜日、日曜日の出前講座などを開催されて、私どものサンヒルズ町内会でも多くの方が参加され、非常に好評で、そういった声をしっかりお聞きしております。

また、自主防災会への活動費の補助金制度も多く活用されています。私たちの自主防災会も月に１度の会合の出欠を役員会会長からの指示で無線機で出欠を取っております。

現在の大きな問題は高齢化と担い手不足です。社会問題にもなっています。私の所属する緑ヶ丘グラウンドゴルフクラブでも、クラブの人数の減少と平均年齢も現在はもう８０．７歳と、役員不足の現実があります。

町には６８の町内会のうち６４の自主防災組織と、２０２２年９月の現在、防災士が８８名、男性が７３人、女性が１５人とのことです。私は町内会と自主防災会と防災士で一致団結しての避難訓練は大変重要だと考えます。実施することにより、多くの課題が見えてまいります。せんだっての私どもの避難訓練でも、その後、あれだけしっかりやってもいろんな問題が出ているのが現実です。

第２回目の質問として、町の具体的な取組を再度お尋ねします。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

危機管理課長。

○危機管理課長（松林 亮君） 危機管理課長です。齋藤議員からの２回目の質問にお答えいたします。

避難訓練に関する町の取組についての御質問でした。災害から身を守るためには早めに安全な場所へ避難することが重要です。また、適切な避難行動をとるためには、日頃から防災意識を高めておく必要がございます。そのため、町においても、避難訓練に関する様々な取組を行っております。今年度は町の総合防災訓練において、自主防災会の方にも御参加いただき、町職員と一緒に避難訓練を実施したところでございます。また、町内会長へ避難訓練を含めた出前講座を開催いただくようお願いしているところです。そのほかにも、町内小中学校や高齢者いきいきサロン、介護サービス事業者、障害者団体など様々な団体へ出向き、避難に必要な防災情報の取得方法、Ｗｅｂハザードマップの使い方、非常持ち出し品の確認などの防災講座を積極的に行っているところでございます。そして、地域で自主的に避難訓練等の活動が

行われるよう、防災士の育成にも力を入れているところでございます。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（梶川三樹夫君） 3 回目の質問ございますか。

1 4 番齋藤議員。

○1 4 番（齋藤 昇君） 本当に以前も随分いろいろないわゆる形でしっかりやっていた  
だいておりますので。今後とももう本当にいわゆる高齢化が進んでいくと、そこで担  
い手不足の大きな問題がありますので、従来に引き続き、しっかりフォローのほうを  
よろしくお願いします。

これで私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第4項「町内の自主防災会の取組と町の支援につい  
て」、1 4 番齋藤議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） ここで休憩いたします。再開は1 0 時 4 5 分からといたしま
す。休憩。

（休憩 午前 1 0 時 3 1 分）

（再開 午前 1 0 時 4 5 分）

○副議長（橋井 肇君） 休憩中の議会を再開します。

議長を交代いたしました。

~~~~~○~~~~~

○副議長（橋井 肇君） 続いて、総務文教関係第5項「役場庁舎の建て替えについ  
て」、8 番二見議員の質問を行います。

8 番二見議員。

○8 番（二見伸吾君） 8 番二見です。役場庁舎の建て替えについて質問をいたします。

私は昨年9月の一般質問で、「人は石垣、人は城」という武田信玄の言葉を引き、  
働きやすい人的配置と処遇の改善が何よりも大切だと主張いたしました。このことを  
前提にしつつ、今日は役場庁舎という「城」の問題について質問いたします。

庁舎内を歩くと、仕事がしにくそうだなと感じることがよくあります。まず狭い。  
特に2階が狭い。会議室や打合せスペースが足りていない。オフィスオートメーショ  
ンに対応していない。デジタルトランスフォーメーションどころではないだろうなど

と思うわけです。

現在の庁舎は1984年に完成し、来年で築40年となります。新建築基準法以後に建築されておりますので耐震基準は満たしている。また、町内には役場庁舎より古い施設が多く、優先順位は高くありません。2020年9月に改定されました当町の公共施設の維持保全計画において、役場庁舎の改修優先順位は改修対象施設74のうち44位となっています。2020年3月に改定された府中町公共施設等総合管理計画を見ますと、役場本庁舎は建て替えでなく、長寿命化の方針のようであります。

このたび、海田町役場庁舎が建て替えられ、見に行きましたけれども、明るく仕事しやすそうだと感じられる庁舎でした。当町の庁舎がこのままでいいのだろうか、改めて思ったわけであります。

庁舎を建て替える自治体は、新庁舎建設についての基本構想、基本計画といった文書を作成しています。インターネット上にたくさんあり、その中から、海田町、それ以外にアットランダムに選んだ11自治体の計画を読みました。建て替え理由で最も多いのは老朽化と耐震性能の不足ですが、建て替える理由はそれだけではありません。共通して重視されていること、私なりに整理すると、次の4点になります。

第1に、災害に強く、防災拠点となる庁舎、第2に、誰もが利用しやすい庁舎、第3に、職員が働きやすい庁舎、第4に、環境に優しい庁舎です。躯体、構造体としては問題がなくても、40年という月日の経過の中で、庁舎に求められる新たな機能、時代の要請に応える庁舎の在り方が問われていると思いました。

それでは1番目に、災害に強く、防災拠点となる庁舎について伺います。

まず心配なのは、豪雨や高潮、津波などによって河川の越水が起こり、庁舎が浸水する危険性があることです。ハザードマップによりますと、庁舎周辺の洪水の想定最大規模は1メートルから3メートルで、高潮の場合は3メートルから5メートル。高潮は台風に伴う風が原因で起こる吹き寄せ効果と台風が接近して気圧が低くなって起こる吸い上げ効果などで海面が上昇する現象です。今年2月に修正された府中町地域防災計画にあります広島県津波想定図。これは広島県危機管理課が作成していますけれども、これによりますと、役場周辺には津波は届かないということになっています。しかし、図につけられている留意事項の中には、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合を想定しているものの、これよりも大きな津波が発生する可能性もあり得ると書かれています。

庁舎の１階は建設部と町民生活部で、災害対応で最前線に立つ部署です。高潮になれば、２階も浸水する危険性がありますが、２階は住民課と福祉保健部があり、住民生活に直結しています。浸水して書類が駄目になったり、パソコンが壊れてしまったら、災害対応に支障を来すのではないのでしょうか。その点を考慮して、海田町の新しい庁舎は１階には窓口や執務スペースを設けていません。

もう一つは、大きな地震によって庁舎が倒壊したり、ピサの斜塔のように傾いてしまう危険性です。南海トラフ巨大地震は、今後３０年以内に７０％から８０％の確率で起きると言われています。広島県内の沿岸部には軟弱な地盤が多く、地震の揺れが増幅しやすく、河川沿いの低地や旧河道の地域でも液状化の可能性があるとして、広島大学大学院の三浦弘之准教授が指摘しています。三浦准教授が、県のデータを基に作成した地盤の揺れやすさ分布図を見ますと、役場庁舎を含め、町域の４分の１近くが地盤が最も揺れやすい地域となっています。三浦准教授は、「広島市の中心部のように江戸時代に埋め立てられた地盤が広く分布している地域や、大きな川沿いの地域では非常に地盤が軟らかい状態になっていて、地震のときに非常に揺れが増幅される。揺れが大きくなりやすいという特徴があります」と述べています。役場庁舎の建っている場所も河川敷であり、通常の耐震基準をクリアしていても、液状化によって庁舎が傾く可能性があるんです。

国土交通省は２０１３年に官庁施設の総合耐震・対津波計画基準を制定いたしました。計画基準は官庁施設の耐震安全性について、官庁施設の有する機能、官庁施設が被害を受けた場合の社会的影響及び官庁施設が立地する地域的条件を考慮し、特に災害対策の指揮及び情報伝達、救護、消火活動等の災害応急対策活動に必要な官庁施設は他の官庁施設に比べ、大地震振動に対しても耐震性能に余裕を持たせることを目標とすると述べています。通常の建築物と同じ耐震基準では駄目だということです。

計画基準は、大地震動に対する構造体の耐震安全性の目標として、次のように述べています。大地震動後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用することを目標とし、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保が図られるものとする。対象施設は災害応急対策活動に必要な官庁施設及び危険物を貯蔵する、または使用する官庁施設のうち、特に重要な官庁施設、基礎自治体、市区町村は災害対策の支給及び情報伝達、救護、消火活動等の災害応急対策活動に必要な官庁施設に当然、該当するというふうに思いましたけれども、この計画基準がいう官庁施設とは、国の行政機関だけのよう

です。災害対策の指揮及び情報伝達、救護、消火活動等をするのは基礎自治体であるのに、計画基準の対象でないのは納得がいきません。

そういう中で、海田町や岡山市、東京都江戸川区、大阪府岸和田市など、この基準を援用して、国の行政機関の拠点庁舎と同様の構造体はⅠ類、天井や照明など建築非構造部材はⅡ類、配管など建築設備はⅢ類と、それぞれ最も高い水準の耐震安全性を持つようにしています。

建築基準法における通常の１．５倍の地震力に耐える建物にし、大地震動後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保をできるようにするということであります。

府中町地域防災計画は、災害対策本部の設置場所は庁舎４階大会議室に置くと定めており、役場庁舎は災害時に司令塔の役割を果たすことが求められていますが、庁舎が浸水したり、大地震で傾くようなことになれば、代替施設に本部を設置せざるを得なくなるでしょう。役場庁舎内に設置するよりも不便になり、不都合が生じることは容易に想像ができます。

そこで伺います。質問１、現在の庁舎では、豪雨による河川越水や南海トラフ地震のような大地震が起きた場合、役場機能が著しく損なわれる危険性があるのではないのでしょうか。町の見解をお聞かせください。

２番目に、誰もが利用しやすい庁舎について伺います。

現在の庁舎でも一部実現しているものもありますが、１．トイレなどのバリアフリー化とユニバーサルデザインの採用、２．プライバシーが守られる窓口、３．無料公衆無線ＬＡＮが必要だと考えます。

まず、バリアフリー化とユニバーサルデザインの採用です。バリアフリーとは、高齢者や障害者などが生活していく上で、障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味です。ユニバーサルデザインは障害を取り除くという意味のバリアフリーを含みつつ、より積極的に、全ての人のための、みんなに優しい、誰にとっても使いやすいデザインという意味です。

政府公報オンラインには、現在では障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしている全ての分野でのバリアの除去という意味で用いられますとあり、バリアフリーという言葉もユニバーサルデザインに近い意味で使われるようになっていきます。ですから、バリアフリーかユニバーサルデザインかを切り分けるの

は難しく、ここではバリアフリーという言葉を使います。

バリアフリーには様々な課題がありますが、最も求められているのはトイレです。バリアフリートイレは、多目的ないし多機能トイレとも呼ばれています。車椅子使用者が利用できる広さに手すりなどを加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えて、車椅子使用者だけでなく、高齢者、障害者、子ども連れなど多様な人が利用を可能としたトイレのことです。

2020年に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法、その翌年に、高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準が改正されました。バリアフリー法に基づく基準には、建築物移動等円滑化基準、義務基準というふうに言いますが、それと建築物移動等円滑誘導基準、これ誘導基準と略しますが、これがあります。義務基準は高齢者や障害者が円滑に利用するために守るべき最低限の基準であり、誘導基準は守ることが望ましい基準とされています。トイレについての義務基準は、建物に1以上ですが、誘導基準では、各階に原則2%とされており、最低でも各階に一つ以上バリアフリートイレが必要です。バリアフリー法を推進する立場にある町の庁舎が、最低限の基準をクリアしてよしとするわけにはいきません。

バリアフリートイレの機能分散化も求められています。建築設計標準は車椅子使用者用トイレを男女が共用できる位置に一つ以上を設けることに加え、オストメイト用設備を有するトイレ、乳幼児用設備を有するトイレ等の個別のニーズに対応したトイレを男女それぞれのトイレ、または男女が共有できる位置に分散配置する工夫など個別機能を備えたトイレを適切に設けて、機能分散することを基本的な考え方としています。

車椅子使用者用トイレは、2メートル四方のスペースが必要とされ、大型ベッドの設置も求めています。大人も横になれる大きさで、障害者・障害児のおむつ交換などに利用されます。オストメイト用は1メートル掛ける1.8メートル、あるいは1.6メートル掛け1.4メートル程度の広さを要し、腰かけ便座のほかに汚物流しがついています。

乳幼児用設備のあるトイレは1メートル掛ける2.2メートル、あるいは1.6メートル掛ける1.4メートル程度の広さを要し、腰かけ便座に乳幼児用の椅子、おむつ交換台、着替え台があり、ベビーカーが入らなければなりません。

さらに、建築設計標準は子どもが使いやすい低リップ小便器を設置することや、洗浄ボタンは手かざしセンサー方式だけでなく、操作しやすい押しボタン式、靴べら式などを併設すること、洗面台にはつえを使う人が倒れないように手すりを設けること、トイレの近くに介助者が待つことができるベンチなどを設けることなどを詳細に規定をし、高齢者や障害者にとって使い勝手のよい障壁のないトイレ及び建築物が目指されています。

トイレの男女の面積にも配慮する必要があります。公共施設のトイレの面積は男女で同じところがほとんどで、女性トイレは全て個室ですから、数が少ない。しかも女性の個室トイレの平均利用時間は、男性の小便器利用時間の2.5倍とされています。公共施設などで、女性トイレにだけ行列ができるのは当然です。

当町の場合は、男性トイレのほうが広く、各フロア、小便器3、個室2に対し、女性トイレは個室2しかありません。

国交省は2017年に出した女性が輝く社会づくりにつながるトイレ等の環境整備・利用の在り方に関する取りまとめにおいて、女性トイレの行列の原因は、利用者数に見合った個室便房数となっていないことを挙げ、個室便房の数を増やすことが最も効果的と明記しています。この取りまとめに沿った対応が必要です。女性トイレの面積を広く取り、個室の数を増やさなければなりません。授乳室、キッズスペース、公共サインも必要不可欠ですが、2019年に2階フロアを改装して、これは設置済みであります。庁舎が狭いので、精いっぱい工夫されたのだと思います。新たな建築設計標準に沿って整備すべきものとして、出入り口のアプローチ、廊下の幅、スロープ、手すり、エレベーター、車椅子対応のカウンターなどがあり、バリアフリー化の課題は少なくありません。

第2に、プライバシーの守られる窓口です。仕切りのあるカウンターや個室の相談室を増やして、個人情報やプライバシーの保護に配慮しなければなりません。この件について、大阪社会保障推進協議会事務局長の寺内順子さんが、次のようにフェイスブックに投稿していました。

「生活困窮者の支援窓口、福祉事務所、ひとり親支援窓口など様々な困り事の相談窓口をオープンスペースに置かないこと。最悪はオープンカウンターで住民がカウンターに誰がいるのか確認できるような形です。私は困窮しています。私は生活保護の相談に来ています。私はひとり親ですと、誰が知り合いに表明したいでしょうか。小

規模自治体ではあればあるほど、知り合いが役所にいる可能性が高いのです。この8月に児童扶養手当現況届の書類をしたあるシンママさん、シングルマザーのことですけれども、このシンママさんが今年いろんな人が通る廊下のようなところで書類をしなければならず、つらかったとLINEで書いていました。役所によると、つい立てを置いていたということですが、個室とオープンスペースでのつい立ての仕切りとでは、当事者にとって大きな違いです。

このように寺内さんが書いていますが、困ったときに役場を訪れた人がつらい思い、悲しい思いにならない配慮が必要です。

第3に、無線公衆LANの設置ですが、来庁者の利便性の向上及び災害時における災害情報の収集手段の確保を目的として設置する自治体が増えています。総務省が委託した2020年度調査によると、導入率は90%でした。1,742自治体中、回答したのは721自治体、回答率41.4%でしたので、実際には90%はないと思います。役場庁舎に公衆無線LANを設置することは、それでも当たり前になっています。

ネットで検索したところ、広島県内では半数近く、23市町中11市町、広島市、市の区役所、呉市、三原市、尾道市、三次市、庄原市、東広島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、神石高原町の庁舎で公衆無線LANが利用できるようです。福山市や海田町など、庁舎にはないが、他の公共施設に無線LANを設置している自治体もあります。本題である庁舎問題から外れますけれども、当町でもくすのきプラザ、公民館、交流センター、児童センターへの無線LANの設置を検討すべきだと思います。

そこで伺います。質問2、誰もが利用しやすい庁舎にするためには、1. トイレなどのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの採用、2. プライバシーが守られる窓口、3. 無料公衆無線LANが必要だと考えます。現在の庁舎のままで実現できるものもありますが、庁舎建て替えに合わせて実施したほうがよいものもあります。これら三つの課題について、それぞれどのようにお考えでしょうか。

3番目に、職員が働きやすい庁舎について伺います。役場庁舎は、町民の皆さんが様々な手続や相談などをする場所であるとともに、町の町民の福祉の増進と町の健全な発展を進めるために、民主的、総合的、能率的に職員が事務を執る場所、職場であります。

民主的とは、町民の声をよく聞き、議会議員と意見を交換し、職員同士でもよく話し合うことだと思います。そして、総合的、能率的に事務を進めていくことが求められています。庁舎の在り方は、この事務の進め方に影響を与えます。働きにくい職場環境は仕事の遅れや質の低下につながり、働きやすい職場環境は仕事の能率を上げ、よりよい仕事という結果をもたらします。ですから、働きやすい職場をつくることは職員のためであるとともに、町民のためにもなるわけであります。

一般的に働きやすいオフィスの条件として、１．スムーズな動線が確保されている、２．円滑なコミュニケーションの場がある、３．精神的な余裕をもたらす距離・空間がある、４．気軽に立ち話ができるスペースやメンバーが集まりやすいミーティングスペースなどが設置されている。このようなことが挙げられています。

当町の現在の庁舎について、具体的に問題点を指摘したいと思います。

まず、フロアごとの職員の人数ですけれども、今年４月１日現在の職員配置図で数えてみましたところ、建設部と町民生活部のある１階が６４人、福祉保健部と住民課、会計室のある２階が９５人、財務部、総務企画部、行政委員会総合事務局がある３階が４５人、税務課、債権管理課、危機管理監、情報管理課のある４階が３９人、議会及び議会事務局のある５階が４人です。庁舎には、会議室など執務する部屋以外の場所もありますので、単純な比較はできませんが、やはり２階が過密になっています。

町民の皆さんが手続する際、できるだけ２階で済むようにと、利便性を考えて配置替えをしたことによるものですが、背中合わせの椅子の間を通ることが難しい。通る人も、座って仕事をしている人も相当ストレスがあるのではないかと思います。先ほど紹介した働きやすいオフィスの１番目は、スムーズな動線が確保されていることでしたが、２階にはこれがないに等しいわけであります。

次に、デジタル化への対応です。現在の庁舎を造った１９８４年は、ようやくパソコンが出始めた頃で、まだ大変高価でした。１人にパソコン１台というようなことは考えようもなかった時代です。９０年代後半になり、オフィスオートメーション化が進められると、床は配線だらけになり、つまずきや断線・レイアウト変更時の手間など、多くの問題が発生をしました。当町の庁舎も床のあちこちに配線が通り、たこ足になったコンセントは足を引っかけないようにと、ごみ箱をかぶせているといったありさまであります。

このような危険や不便さを解消するために考え出されたのがＯＡフロアです。床を

二重にして、床下に空間を設けてケーブルやコンセントなどを収めます。２００７年にできた、くすのきプラザの中にある教育委員会はＯＡフロアになっています。新築でなくてもＯＡフロアにすることはできますが、床の厚さの分だけ天井が低くなり、圧迫感や窮屈さを感じるといった問題があります。

第３に、会議室やちょっとした打合せのスペースも足りません。議会の委員会室、来客等に対応するカウンターなどで代用し、打合せは階段の近くや消防庁舎との渡り廊下などでしているのを見かけます。働きやすいオフィスの２番目に掲げられた円滑なコミュニケーションの場も極めて不十分だと言えるでしょう。期日前投票所や給付金の申請など、臨時的な行政事務のために使えるスペースも十分ではありません。倉庫も十分ではないようで、消防庁舎との渡り廊下が常時、倉庫代わりとして使われています。

第４に、食堂やカフェ也没有ありません。役場の近くには食堂がありませんので、スーパーやコンビニ、配達弁当などを利用している人が多いように感じられます。昼休憩の１時間で大型ショッピングモールまで行って食べて帰ってくる人もいと聞き、驚きました。社員食堂には、１．社員の健康を増進する、２．コミュニケーションの活性化をもたらす、３．職員のモチベーションがアップする、４．福利厚生としての会社のブランディングの一つとなるといったメリットがあるとされています。

リクルートの調査によりますと、社員食堂を使いたい理由のトップ３は、１．安い、２．外に出るのが面倒、３．短時間で済む。社食を使いたくない理由のトップ３は、１．おいしくない、２．高い、３．種類が少ないでした。社員食堂に期待することの１位は、旬の食材や季節感のあるメニュー、２位は栄養のバランスに配慮したメニュー、３位はビュッフェ形式の導入、４位はサラダバーの導入です。食堂があればよいということではなく、こういったニーズを捉えた食堂が求められているということだと思います。

県内の市町がどうなっているのか、全部は調べが付きませんでした。食堂があるのは広島市役所と区役所、東広島市だけのようです。先ほど聞きましたら、熊野町にもあるというようなことも聞きました。東広島市の谷はるみ市議によりますと、「食堂の事業者が次々変わり、今の業者は有名シェフがジビエ料理を提案したり工夫しています。１階には障害者がつくったパンや弁当を販売する青空カフェがあります」ということでした。庁舎の建て替えに合わせてつくられた青空カフェは、東広島市内の

就労を希望する障害者が一般就労に向けて体験実施をし、接客等を通し、意欲向上と積極性、社会性を身につけることを目的とし設置されましたというふうにありました。焼きたてパンと挽きたてコーヒー、ゆっくり過ごせるカフェスペースが好評のようでもあります。

かつてあったけれども、廃止したのが三原市、呉市、廿日市市、北広島町です。三原市の寺田元子議員によると、「三原市は新庁舎検討委員会で検討しましたが、周りの飲食店を圧迫することや職員アンケートでも要望が少ないことから入れませんでした。現在は、弁当業者が曜日ごとに入れ替わりで庁舎内指定場所で販売しています」ということでした。

また、廿日市市の大畑美紀議員によると、「7階にレストラン、1階に喫茶店がありましたが、売上げ不振で、事業者が撤退。近くにスーパー、コンビニなどができ、利用者が減ったことが原因」ということでした。

県内市町の職員食堂は廃止される傾向にあり、職員食堂受難の時代のようです。新庁舎を検討する場合には、職員の皆さんの希望などを調査し、職員食堂についても検討していただきたいと思います。

そこで伺います。質問3、当町の庁舎は狭く、デジタル化に対応できていない。会議室、打合せのスペースが少ない。倉庫、書庫の不足などの問題があります。食堂、カフェなど望むべくもないという状況であります。職務の効率と職員のモチベーションを下げているのではないかと心配していますが、町としての見解をお聞かせください。

第4に、環境への配慮のある環境に優しい庁舎です。温室効果ガスの削減、脱炭素社会の実現に向けた取組は待ったなしであります。役場は環境に最大限配慮し、地球温暖化対策を牽引しなければなりません。当町は今年3月、2050年までの温室効果ガス排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現を目指すことを宣言いたしました。先月には2030年度までの当町の事務事業に係る地球温暖化対策について定めた、府中町第4次地球温暖化対策実行計画事務事業編を策定しております。公共施設の省エネルギー性能の向上策として、照明のLED化、建築物の省エネ化、ZEB（ゼブ）化が、再生エネルギー導入策として、太陽光発電が、基本方針に掲げられています。ZEB（ゼブ）とは、Net Zero Energy Building（ネットゼロエネルギービルディング）の略称です。ビルとして消費するエネルギーを減ら

す省エネと太陽光発電などによってエネルギーをつくる創エネで、エネルギー消費量を正味（N e t）でゼロにすることが目指されています。

省エネ技術はエネルギーを無駄なく効率的に使うアクティブ技術と必要なエネルギーを減らすパッシブ技術に分けることができます。Z E B（ゼブ）を実現する場合には、パッシブ技術によってエネルギーの需要を減らし、どうしても必要となる需要については、アクティブ技術によってエネルギーを無駄なく使用し、そのエネルギーを創エネ技術によって賄うといったステップで決定することが重要だとされています。

パッシブ技術としては、高性能断熱材の使用、断熱性能の高いガラス窓、ひさしやブラインド、ルーバーなどで日射を遮ったり調整すること、自然採光などが挙げられています。アクティブ技術としては、高効率空調、L E D照明などが挙げられています。

参照した他自治体の新庁舎建築基本構想の中には、環境配慮型庁舎、グリーン庁舎というふうですけども、環境配慮型庁舎の実現を目指すと書かれているものもあります。

1998年に国土交通省が環境保全の模範となる官庁施設の計画・設計の指針として、環境配慮型官庁施設計画指針を制定し、庁舎の環境負荷の低減を目指してきました。計画指針は、官庁施設の新築及び改修時に実施する環境対策として、1．環境負荷低減に配慮した官庁施設の整備、2．再生可能エネルギーの導入・利活用拡大、3．木材利用の推進、4．雨水利用の推進などを掲げています。Z E B（ゼブ）と重複する内容を含んでいます。

現在の庁舎は執務スペースが南東側と北西側に分かれており、南東側は夏、暑く、北西側は冬、寒い。北西側は西日がきつい。1階は年中を通じて暗く、今朝もエレベーターに乗ったら、1階お願いしますというふうに言われました。1階で。だから、あそこの2階が1階だと思われて、1階は地下だというふうに、その方は。そのほかの方も多いんじゃないかと思います。

省エネ化、Z E B（ゼブ）化技術によって環境配慮型庁舎にすれば、これらの問題を解決することができます。

2010年、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定をされ、2021年に脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律となりました。法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大しました

けれども、第5条で、地方公共団体は基本理念にのっとり、整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないとあるとおり、公共建築物における木材利用の重要性が下がったわけではありません。

当町も、2013年、府中町公共建築物等木材利用促進方針を策定し、公共建築物の木造化と内装の木質化を促進することを掲げています。現状では、町の木造の公共建築物はゼロです。促進方針以後、建てられた公共建築物の内装の木質化も進んでいるとは言い難い現状です。木造庁舎のほとんどは1階建て、ないし2階建てですが、山口県長門市の本庁舎は木造と鉄筋コンクリート造を組み合わせた5階建て、耐火木造の庁舎です。木造庁舎も不可能ではありません。愛媛県西予市の庁舎は鉄筋コンクリート造と鉄骨造による6階建てで、内装にふんだんに木を使っており、木の庁舎と呼ばれています。構造は鉄筋コンクリートであっても、木をふんだんに使うことはできるということでもあります。

当町の策定した地球温暖化対策実行計画において、照明のLED化、建築物の省エネ化・ZEB（ゼブ）化、太陽光発電の導入がうたわれています。府中町の公共建築物等木材利用促進方針には、公共建築物の木造化や内装の木質化が目指されています。

そこで伺います。質問4、温室効果ガスの削減、脱炭素社会の実現に向けた取組は待ったなしです。庁舎の省エネ化・ZEB（ゼブ）化や内装の木質化をどのように進めていくお考えでしょうか。

以上、4点伺います。

○副議長（橋井 肇君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 総務企画部長です。8番二見議員の一般質問、「役場庁舎の建て替えについて」に答弁いたします。

議員おっしゃいますように、維持保全計画における役場庁舎の改修優先順位は高くありません。なぜなら、役場庁舎は築40年を迎えますが、当該築年数を超える公共施設が複数現存していること。また、劣化度評価が躯体、屋根、外壁ともに、おおむね良好であるbランクとなっていることに起因します。

公共施設等総合管理計画では、他の公共施設と同様、計画的な改修による長寿命化対策を施すこととしており、現在の町において、役場庁舎を建て替える計画は保有していないところです。

それでは一つ目の御質問、災害に強く、防災拠点となる庁舎についてです。

地域防災計画では、役場庁舎を大規模災害時における災害対策活動拠点と位置づけています。災害対策本部の設置場所は4階大会議室と定めており、平成30年7月豪雨の際も、その後の大雨・台風等の際も同場所にて本部を設置し、逐次、本部員会議を開催しています。

役場庁舎は新耐震基準で整備されており、くい基礎にて強固な地盤に支えられているものの、昨今の自然災害は想像を超えたものとなっていますので、役場機能が著しく損なわれることはありませんと断言するのは難しいところです。しかし、平成29年度には、設備能力の向上を目的としたエレベーターの耐震改修、また令和元年度には、継続的な災害対応体制構築を目的とした非常用自家発電設備の更新などを行っており、着々と防災機能の強化を図っております。

第4次総合計画の改定において、災害に強いまちづくりを基本施策に格上げするとともに、国土強靱化地域計画では、必要不可欠な行政機能は確保するとして事前に備えるべき目標を掲げており、役場庁舎が防災拠点足り得るよう、引き続き策を講じてまいりたいと考えます。

次に、二つ目の御質問、誰もが利用しやすい庁舎についてです。

まず、①バリアフリー化とユニバーサルデザインについてですが、議員おっしゃいますような全フロアにおけるトイレの面積や個数の拡大、また多機能化については現状、難しいところです。しかし、令和2年度には、手洗い場蛇口の感知センサー改修、令和3年度には照明の感知センサー改修、令和4年度には全男性トイレへのサンタリーボックスの設置など、より快適な利用へ向け、可能な範囲で機能の向上を図っており、引き続き適時適切に対応したいと考えます。

続いて、②プライバシーが守られる窓口についてですが、相談室として1階に1室、2階に3室、4階に3室整備するとともに、部署によっては、カウンターに仕切り板を設けるなど、相談者のプライバシーが守られるよう配慮しています。

個人情報に対する配慮は公務に課せられた重要な責務ですので、相談者の御反応・御批判に応じ、可能な範囲で対応したいと考えます。

続いて、③公衆無線LANについてですが、後期実施計画においては、社会機能維持の観点から、テレワークや庁舎内モバイルワークなど公務上のデジタル化を中心に計上しており、公共施設のインターネット環境整備については、ニーズやセキュリテ

ィ一面、費用面などを引き続き研究したいと考えます。

次に、三つ目の御質問、職員が働きやすい庁舎についてです。

40年前に今現在の行政需要や職員数を想像するのは難しかったであろうことから、執務室が手狭であるとともに、会議室や書庫等のスペースが十分でないこと、また、食堂等の厚生施設もないことは、議員御指摘のとおりです。しかし、職員も物理的な問題はいかんともし難いことは承知しており、それぞれの職場で工夫を凝らし、業務に臨んでいるものと認識をしております。

一例として、従前から管理職員の業績評価に係る業績目標の一つに、執務環境の改善を掲げることを義務化しており、それぞれの職場においてでき得る自主的な環境改善に取り組んでいます。また、産業医や職員団体を構成員とした安全衛生委員会における職場巡視も定期的に実施しており、当該委員会から指摘を受けた項目・箇所については、可能な範囲で改善策を講じ、環境改善に努めております。さらに、今年度から文書管理・電子決裁システムを導入しており、紙媒体の書類は次第に減少していくことから、環境改善の一端に資するものと考えます。

次に、四つ目の御質問、環境に優しい庁舎についてです。

町は、今年3月、ゼロカーボンシティ宣言を行うとともに、10月には町の事務事業に係る地球温暖化対策を進めるため、第4次地球温暖化対策実行計画事務事業編を策定しました。当該計画において公共施設照明のLED化を掲げており、令和12年度までのLED化率100%を成果指標としていますので、役場庁舎も検討を行います。また、建築物の省エネ化、ZEB（ゼブ）化を掲げており、公共施設の新築や建て替え時は、用途・規模などに応じた省エネルギー対策を徹底し、最大限ZEB（ゼブ）化を目指すこととしていますので、仮に役場庁舎について検討する場合は、木質化も含め、当該計画に沿って取り組むことになろうと考えます。

議員お示しの四つの視点は賛同をいたしますが、役場庁舎に関し、今後、検討する際には、新たな行政需要も生じているものと思われまますので、時代の趨勢を見極めながら対応してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（橋井 肇君） 2回目の質問はございますか。

8番二見議員。

○8番（二見伸吾君） 答弁を伺いまして、制約がある中を努力と工夫で何とかしのい

でいる、頑張っているということがよく分かりました。

今回は、庁舎にはどういう機能が必要なのかという点に絞って質問いたしました。しかし、検討すべき重要事項はまだあります。一つは事業費と財源の問題であり、もう一つは、建設用地をどこにするのかという問題であります。これらについても簡単に答えを出すことはできないでしょう。本庁舎に隣接する消防署、消防本部、これは1975年に建築されて、本庁舎よりも古い建物であります。この建て替えをどうするのかという課題もあります。

検討開始から基本計画の策定、さらなる具体的な計画、庁舎建設、そして利用開始まで長い期間が必要です。参照した自治体の例を見ますと、基本計画から新庁舎利用開始まで5年から8年程度を見込んでいます。基本計画制定までの期間もありますから、検討開始から利用開始まで10年は必要です。海田町は庁舎建て替え準備会を設置したのが1998年で、そこから20年近くかかって、2017年に基本構想、基本計画ができて、そして完成が今年です。検討開始から4半世紀かかっているわけがあります。当町も今すぐ検討を始めたとしても、新庁舎ができ、利用できるようになるのは2030年代になるでしょう。できるだけ早く検討を始めるべきです。

1回目の質問で述べましたように、2020年代という今日の地点に立って庁舎の在り方を考えた場合、1. 災害に強く、防災拠点となる庁舎、誰もが利用しやすい庁舎、3. 職員が働きやすい庁舎、4. 環境に優しい庁舎の四つの条件をクリアする必要があります。公衆無線LANのように、現在の庁舎のままであることもあるでしょう。しかし、狭さは何ともし難い。他の課題も今の庁舎のまま改良を加えるより、建て替えと合わせて整備するほうが、より充実した機能を持つことができると思います。

ですから、長寿命化ではなく、庁舎建て替えという検討を開始すべきであります。

「新しき酒は新しき皮袋に盛れ」ということわざがあります。新約聖書にある言葉で、こう書かれています。誰も新しいブドウ酒を古い皮袋に入れはしない。もしそんなことをしたら、その皮袋は張り裂け、酒は流れ出るし、皮袋も無駄になる。だから、新しいブドウ酒は新しい皮袋に入れるべきである。そうすれば、両方とも長もちするであろう。

以上で終わります。

○副議長（橋井 肇君） 以上で、第5項「役場庁舎の建て替えについて」、二見議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第6項「増加するいじめについて」、2番宮本議員の質問を行います。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番宮本です。今日、最後になりますけども、しっかりやりたいと思います。

質問事項ですけども、「増加するいじめについて」。

2011年に発生した大津市中2いじめ自殺事件は、担任教諭や学校側がいじめを認知していたにもかかわらず、それを放置したため、生徒の自殺事件が起きました。その後もいじめはなかったとして、学校側が隠蔽や責任逃れをしたことで事件が大きくなり、2012年に発覚し、大きくマスコミに取り上げられることとなり、それが原因で、いじめ防止対策推進法が平成25年、2013年9月28日に施行されて10年になります。しかし、いじめの問題の状況は好転せず、いじめの認知件数が全国で平成26年18万8,072件に対し、令和4年は68万1,948件と3.6倍も増加しています。令和2年に新型コロナウイルス感染症の流行により全国一斉休校や臨時休校等で生徒間の接触が減ったために、一時的に令和元年より15.5ポイント減少いたしましたが、翌年の令和3年には19.0ポイント増加し、現在に至っております。

今年、2023年4月1日よりこども家庭庁が発足し、文部科学省と協働して、いじめ及び不登校対策をさらに推進していくこととなっています。府中町としては、平成26年、2014年3月25日に策定された府中町いじめ防止基本方針に基づいていじめ問題解消に向け、取り組んでこられたことと思います。

以上を踏まえて、次の質問をいたします。

1、平成26年及び令和4年までの3か年、計4年分の町立小中学校のいじめ認知件数、2番、いじめ防止に向けての取組は。

以上、2点答弁よろしく願いいたします。

○副議長（橋井 肇君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。2番宮本議員「増加するいじめについて」答弁します。

いじめの防止対策については、平成25年度に施行されたいじめ防止対策推進法に

示されております。この中で、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。

府中町におきましても、本法律の下に、平成26年3月25日に府中町いじめ防止対策基本方針を策定し、いじめ問題解消に向けて取り組んでおります。

まず、一つ目の質問「平成26年及び令和4年までの3か年、計4年分の町立小中学校のいじめの認知件数は」についての質問ですが、小中学校合わせて、平成26年度は計8件、令和2年度は21件、令和3年度は18件、令和4年度は計23件となっております。平成26年度と比べ、令和4年度までの3か年間の認知件数が増加しているのは、各校において日々の児童生徒への観察や声かけ、いじめアンケートの実態などにより、児童生徒の不安や悩みを積極的に把握し、積極的にいじめと認知して早期発見に努めているためです。

次に、二つ目の質問「いじめ防止に向けての取組は」についてですが、本町におきましては、府中町いじめ防止基本方針に基づいて、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするために、府中町いじめ防止対策推進委員会を設置しています。

具体的な活動として、今年度は委員会を2回開催しております。会議では、町内のいじめの概要報告やいじめ防止に関わる取組について協議を行っております。また、委員会では、町内小中学校の児童生徒、保護者を対象に、いじめ防止のための標語コンクールを実施しております。いじめ防止の標語を作成することを通して、児童生徒がいじめについて考える機会とし、いじめ防止を推進する一助とすること、また、優秀作品をのぼり、カレンダー、ホームページなどで広く紹介することにより、いじめを許さないという意識を広く啓発することを目的として行っています。

また、青少年教育相談員、スクールカウンセラーを配置し、学校への巡回や電話等でいじめや不登校などの教育相談を行うなど、安心して相談できるよう体制づくりもしています。

そして、町教育委員会が主催する研修においても、いじめをはじめとした生徒指導に関する研修を行っています。町内に配属された新任教職員を対象とした研修会では、人権教育の観点で、多様な意見を受け入れる大切さについて練習したり、生徒指導担

当者を対象とした担当者会議では、各校の取組について情報交換を行うとともに、生徒指導主事が要として、学校全体で組織的に取り組む生徒指導の在り方の研修をしたりするなど、参加する教職員の経験や役割に応じて実施しています。

また、各学校におきましても、校長のリーダーシップの下、いじめ防止委員会を設置して組織的な指導を徹底するとともに、スクールカウンセラーをはじめ、関係機関や地域との連携を綿密にするなど、いじめの未然防止、早期発見や早期対応の取組を行っています。具体的には、日々の教育活動をはじめ、学期に一度、児童生徒、保護者を対象にいじめや教育相談に関わるアンケートを行い、早期発見に努めています。また、道徳をはじめ、ホームルームや学校行事など、全ての教育活動でいじめ防止や人権教育の視点で指導を継続しています。

校内でいじめを認知した場合は、町教委へ一報を入れるとともに、被害児童の心のケアを第一優先にして、別室での事実確認及び説諭、反省文といった個別指導、保護者を交えた被害児童生徒に対しての謝罪、継続指導などを行います。

今後もしじめ防止に向けた取組を継続して行っていきます。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（橋井 肇君） 2 回目の質問はございますか。

2 番宮本議員。

○2 番（宮本 彰君） 答弁ありがとうございました。

いじめ件数は、全国的には平成 26 年と令和 4 年を比べると、3.6 倍になっておりましたが、府中町は 2.9 倍と若干少なくなっております。しかし、傾向的には多分同じで、答弁にもありましたが、いじめという観点で児童生徒を観察していたかどうかの違いであって、もともと前からいじめはこのぐらいあったと見たほうがよいと感じています。

いじめ問題において、いじめが起こらない学級・学校づくり等、未然防止に取り組むことが最も重要と考えます。府中町はいじめの未然防止のために、府中町いじめ防止基本方針に基づいて府中町いじめ防止対策推進委員会を設置し、その中で協議され、実施されたいじめ防止のための標語コンクールにより、児童生徒にいじめについて考える機会と、いじめを許さないという意識を波及させてきました。

また、学期ごとに児童生徒、保護者を対象に行われるいじめや教育相談に関わるアンケートで、いじめの芽を早期発見できるように努めています。そのほか、今は教科

になった道徳で人権教育もしているということで、いじめ問題に取り組む施策としてはかなり評価できるものと思います。

これらの取組の結果は、今年度もしくは来年度にならないと分かりませんが、期待したいと思っています。

さて、いじめ未然防止の対策としては、教職員の洞察力も必要不可欠になってきます。本町教育委員会は、新任教職員の研修及び生徒指導担当者の会議等を実施されていますが、一般教職員を含む教職員全体で、日頃から子どもたちとの信頼関係の構築に努めるとともに、子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない洞察力を向上させることが求められていると思いますが、この対策はどのようにされているのか。また、いじめを確認しにくいSNS上での早期発見は保護者との連携が不可欠ですが、どのように対策されているのかお伺いします。

○副議長（橋井 肇君） 答弁。

学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。2問目、「一般教職員を含む教職員全体で日頃から子どもたちとの信頼関係の構築に努めるとともに、子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない洞察力を向上させることが求められると思いますが、この対策はどのようにされているのか」についてですが、先ほど教育部長も答弁しましたが、各校において、いじめ防止委員会や校内研修など学校全体で組織的・継続的に取り組んでいます。

具体的には、児童生徒や保護者からの相談を複数の教職員で対応し、それぞれの教職員が感じたささいな兆候や懸念されることを共有することで、いじめの兆候を早期に察知できるようにしています。また、チーム学校として、教職員の教育相談の専門性を高めるために、スクールカウンセラーが講師となり、児童生徒の変化に気づく視点での関わり方や手法などを学ぶ研修も行っております。

次に、「いじめを確認しにくいSNS上での早期発見は保護者との連携が不可欠ですが、どのような対策をしているのか」についてですが、SNS上でのいじめについては、学校外で生起するため、町教育委員会としては各校において実態に応じた生徒指導が適切に行えるよう指導助言を行っています。

各校においては、先ほども述べましたように、複数の教職員で児童生徒の変容を情報共有する中で、子どものSOSに気づくことのできる体制を整えるとともに、保護

者に対しても、学校だより等で1人1台端末やスマートフォンなどのルールやマナーについて啓発を行っています。特にSNS上、SNSでのトラブルは誰もが加害者にも被害者にもなり得るため、判断力を高めるために、スマートフォンやSNSの危険性や正しい利用について、防犯教室等で外部講師を招いて行うなど、各校が児童生徒の発達段階を考慮しながら工夫して行っています。

また、青少年教育相談員やスクールカウンセラーの教育相談について学校だより等でも周知したり、広島県教育委員会が設置している「こころのライン相談@広島県」という教育相談窓口の紹介カードを、学校を通じて児童生徒へ配布したりするなど、学校や家庭だけでなく、いじめや悩みをいつでも相談できる場があることを伝えています。

今後も各校がいじめをはじめとする生徒指導について組織的に取り組めるよう、指導助言を継続的に行ってまいります。

答弁は以上です。

○副議長（橋井 肇君） 3回目の質問はございますか。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 答弁ありがとうございます。

ただいま学校教育課長より、いじめを見逃さない対策を文部科学省のマニュアルどおりに答弁をいただきました。

いじめ防止委員会、校内外の研修、スクールカウンセラーと、どれも最前線で有効な対策と思いますが、本当にこれでいいのでしょうか。府中町のいじめの認知件数は平成26年度から令和4年度までに2.9倍に増加しています。確かに平成26年度は、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、該当行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」といういじめの定義が一般教職員及び児童生徒、保護者の間で認知され始めた頃と思われるため、いじめの認知件数のカウントが少なかったとも言えますが、しかし、現実にいじめの認知件数は増加しているのです。学期ごとに行われるアンケートも有効ですが、実際、児童生徒がどこまで周りの人、周りの人間関係を気にせずに、正直に相談できているのか分かりません。学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認め

るときといういじめの最悪事態である重大事態の発生だけは防がなければなりません。

先ほどの答弁にもありました広島県教育委員会が設置している「こころのライン相談@広島県」を見ると、令和3年のデータで、海田町、坂町、府中町、3件で61件、広島県全体の2.8%の相談が寄せられています。相談内容別では、広島県全体で、2,714件の中に17件の自殺念慮が含まれています。この件数は児童生徒だけではなく、成人も含まれていますが、1%近い人が自殺の意思表示があるということです。

令和3年9月に、山口議員の一般質問で、教育長が重大事態など生起した場合は、文部科学省が策定したいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにのっとり、適正かつ早急な対応を行いますと答弁されています。

以上を踏まえて、改めて教育長にお伺いします。

府中町の学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときといういじめの最悪事態である重大事態を生起させないという強い意気込みをお聞かせください。

以上で答弁を終わります。

○副議長（橋井 肇君） 答弁。

教育長。

○教育長（新田憲章君） 教育長です。府中町の学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときといういじめの最悪事態である重大事態を生起させないという強い意気込みについて御質問をいただきましたので、教育長の思いを述べさせていただきます。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものであります。いじめを防ぐためには、未然防止、早期発見、迅速な対応が必要であり、これらの対応を適切に行うことが重大事態を生起させないことにつながります。

第2次府中町教育振興基本計画において、「志」の教育を進める上で、他者と関わり合う人間関係づくりを通して命を大切にすることを育む教育を推進しております。そのため、各校においては、各教科や行事などに関連させながら、命の大切さや生きることのすばらしさ、かけがえのなさを感じることができる命の教育を進めるなど、発

達段階や実態に応じた取組を進めております。

また、不安や悩みがあるときは1人で抱え込まず、家族や教職員、スクールカウンセラー、友達など信頼できる人に相談できるよう各種相談窓口を周知しております。日々の教育活動やアンケートはもとより、児童生徒がいつでも教職員に悩みを相談できるよう、町としても、引き続き学校と連携してまいります。

子どもを取り囲む我々大人一人一人が、いじめは絶対に許されない、いじめはひきような行為である、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るという意識を持ち、今後も法令に従い、迅速かつ適切に取り組んでまいります。

答弁は以上でございます。

○副議長（橋井 肇君） 以上で、第6項「増加するいじめについて」、2番宮本議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長（橋井 肇君） 以上で、総務文教関係の質問を全部終わります。

ここでお諮りします。

本日はこれをもって延会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋井 肇君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次回は12月12日午前9時30分から会議を開きます。

御苦労さまでした。延会。

（延会 午後 0時02分）